

愛知県公立大学法人公募型プロポーザル実施公告
〈愛知県公立大学法人 令和7年度一般事務職労働者派遣契約〉

次のとおり公募型プロポーザルを行う。

令和7年4月16日

愛知県公立大学法人
理事長 古川 真也

1 業務内容

(1) 業務の名称

愛知県公立大学法人 令和7年度一般事務職労働者派遣契約

(2) 業務の仕様等

「愛知県公立大学法人大学 令和7年度一般事務職労働者派遣契約 プロポーザル実施要領」
(以下「実施要領」という。)で示す仕様等とします。

(3) 業務期間

労働者派遣に関する覚書締結の日から令和8年3月31日までの間で、個別契約により定める期間

(4) 就業場所

愛知県公立大学法人の事業所（愛知県立大学長久手キャンパス、守山キャンパス及び愛知県立芸術大学）のいずれかとし、個別の労働者派遣の依頼の都度、決定する。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から受託候補者決定の日までの期間において、「愛知県公立大学法人の契約にかかる取引停止の取扱要綱」に基づく取引停止の措置を受けていないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 前各号のいずれかに該当することを知りながら、これを利用するなどしている者

(4) (3)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申し立てがされていない者であること。

(7) 厚生労働省委託事業である優良派遣事業者認定制度の登録があること。

(8) 厚生労働省人材サービス総合サイトにおいて、①愛知県に事業所があること、②労働者派遣事

業に区分されていることが確認できること

- (9) 「愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6・7年度）」の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「16. その他の業務委託等」の小分類「06. 人材派遣」に登録されている者又は登録されている者の本店であること。
- (10) 適格請求書発行事業者登録を行っている者であること。

3 実施要領の交付等

- (1) 実施要領の交付場所及び問い合わせ先

愛知県公立大学法人事務局法人事務部門法人管理部契約課

愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3（郵便番号480－1198）

電話（0561）76-8812（ダイヤルイン）

E-Mail：keieizaimu@puc.aichi-pu.ac.jp

- (2) 実施要領の交付方法

ア 窓口での交付

令和7年4月16日（水）から令和7年5月8日（木）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（午前11時30分から午後0時30分は除く。）随時交付します。

イ 郵送による交付

令和7年5月7日（水）午後5時必着の郵送（書留郵便に限る。）申込みにより、実施要領を郵送します。申込みに際しては、「愛知県公立大学法人 令和7年度一般事務職労働者派遣契約に係るプロポーザル実施要領送付希望」と朱書きした封筒に、担当者の連絡先が分かるもの（名刺等）と、実施要領送付用の返信用封筒（あて名を記入し、270円分の切手を貼った角形2号封筒）を封入すること。

- (3) 説明会

なし。

- (4) プロポーザル応募資格確認申請

提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時

提出方法：実施要領記載のとおり。

- (5) 労働者派遣依頼先の選定のための提案書提出

提出期限：令和7年5月23日（金）午後5時

提出方法：実施要領記載のとおり。

4 依頼先候補者の選定方法

- (1) 審査方法

実施要領に基づき提出された提案書及び添付資料について、「愛知県公立大学法人労働者派遣依頼先事業者選定審査委員会」において書類審査を行い、依頼先候補者を1者、選定する。

- (2) 審査基準

別に定める審査基準に基づき、応募者の能力及び提案書の記載内容の各面から総合的に評価する。

- (3) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

- (4) 審査結果

審査結果は、5月下旬から6月上旬頃に書面で通知します。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 手続きにおける交渉の有無
有

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約保証金

契約締結者は、契約と同時に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付し、または、契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。

ただし、愛知県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日施行）第39条に該当する場合は、この限りではない。

(5) 不適格事項

以下のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募資格のない者が応募をしたとき

イ 応募に際して事実と反する申込みや提案などの不正があったとき

ウ 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

オ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき

(6) その他

ア 提出書類の作成及び提出などに必要な費用は、すべて各応募者が負担するものとする。

イ 受理した提出書類について、訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、依頼先候補者の選定に必要な範囲において、複写及び複製を作成することがある。

エ 提出された書類等は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。ただし、行政文書の開示請求があった場合には、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づき取り扱う。

オ 詳細は、実施要領によります。